夏期(7月~9月)における節電への取組状況について

今般の電気使用制限につきましては、小口需要家(契約電力500kw未満)、医療関係施設、社会福祉施設等については制限緩和がなされているところですが、当組合では可能な限り節電に取り組むことにしております。

当組合が所管する公立加美病院及び加美老人保健施設において、現在、或いはこれから取り組む夏期における節電の取組状況については、次のとおりです。

〈加美郡保健医療福祉行政事務組合節電行動計画〉

【施設全般】

- ①冷房設定温度を28℃をベースとし、部門毎に適切な温度設定を行う。
- ②全施設空調機器(ファンコイル)の交換実施。
- ③使用していない部屋の空調及び照明をOFFにする。
- ④電力監視装置の設置。
- ⑤自動販売機の24h消灯。

【公立加美病院】

- ①共用スペース(ロビー・廊下・待合室等)の蛍光灯を間引きし、本数を 半分にする。
- ②総合待合いの南側、正面玄関、警備員室の各窓に遮熱フィルムを張り、 日射を遮る。

【加美老人保健施設】

- ①共用スペース(食堂・デイルーム)、サービスステーション、事務室の 蛍光灯を間引きし、本数を半分にする。
- ②2台あるエレベーターのうち、1台の使用を制限する。